

# ～Bridge通信～

No.19 平成25年10月発行

『薬師家の人々』から学ぶ労務管理のポイント！

## 第8回 労働条件通知書（雇用契約書）



よ～し、薬師太郎くん、雇用契約に伴う権利と義務については、社会保険労務士さんから、説明があったとおりだ。  
今度は、君との雇用契約に基づく労働条件（賃金や労働時間、休日等）を記した「労働条件通知書」について説明するよ。



はい！よろしくお願いします！  
（…募集時の内容と違うところが無いか、よ～くチェックしないと…）

### 「労働条件通知書」

労働基準法では、使用者が労働者を採用するときに、賃金や労働時間等を書面にて通知することを義務づけています。

明示された労働条件と事実が相違している場合には、労働者は即時に労働契約を解除することが出来るほか、労働者が就業のために住居を変更していた場合には、契約解除の日から14日以内に帰郷する労働者に対して、使用者は必要な旅費を負担しなければなりません。

労働条件通知書に記載すべき内容は次のとおりです。

【絶対的明示事項】※必ず明示する必要がある。

- ①労働契約期間（期間の定めがある契約のときは更新の基準）
- ②就業の場所 ③従事する業務の内容
- ④始業・終業時刻 ⑤残業の有無 ⑥休憩時間 ⑦休日・休暇
- ⑧交代制勤務がある場合はその内容
- ⑨賃金の決定・計算・支払方法・賃金の締切・支払日
- ⑩退職に関する事項（解雇の事由含む）

⑪昇給に関する事項

【相対的明示事項】※定めがあるなら明示する必要あり。

- ⑫退職手当について（適用範囲・決定・計算・支払時期）の事項
- ⑬臨時に支払われる賃金・賞与に関する事項
- ⑭労働者に負担させる食費・作業用品他の事項
- ⑮安全衛生 ⑯職業訓練 ⑰災害補償、業務外の傷病扶助の事項
- ⑱表彰、制裁に関する事項 ⑲休職の事項

絶対的明示事項のうち、⑪昇給に関する事項以外は、書面を交付することにより、労働者に通知しなければなりません。（困り部分）  
この使用者の、労働者に対する労働条件の明示義務について違反があった場合は、30万円以下の罰金に処せられます。



（有）上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所



ホームページもご覧ください